

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人都山流尺八楽会（英文名 THE TOZANRYU SHAKUHACHI FOUNDATION）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本の伝統芸術である都山流尺八音楽を伝承し、その振興と普及を図り、わが国における音楽文化の昂扬発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演奏会の開催
- (2) 研修会並びに講習会の開催
- (3) 教授者の養成
- (4) 児童・青少年への普及啓発と音楽的情操教育の涵養
- (5) 楽譜・楽理書等の刊行
- (6) 広報誌の刊行
- (7) 音楽に関する諸資料の収集及び保存
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外で行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(規 律)

第 6 条 この法人は、理事会の決議により別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第 2 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類については、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3. この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事及び評議員を除くそれぞれ3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ承認を得なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程によるものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員12名以上20名以内を置く。

2. 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3. 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

- (2) 過去に前号に規定する者になったことがある者

- (3) 前各号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む）

4. 評議員選定委員会に提出する定員以上の評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5. 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。

6. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴

- (2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

- (4) 当該候補者の兼職状況

7. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

8. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

9. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

10. 第8項の補欠の評議員の選任に係わる決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

11. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

12. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前各項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下、「役員報酬等規程」という）による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2. 評議員長は評議員会において選任する。

3. 評議員会は、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、この定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は評議員として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員及び理事会

### 第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 3 名以内

2. 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。

3. 前項の理事長をもって法人法に定める法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3. 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事の中から専務理事1名、常務理事3名以内を選定する。

4. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6. 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係わる職務を代行する。

4. 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会で定める担当業務を分掌し、執行する。

5. 職務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

6. 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調

査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 役員は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第35条 役員に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2. 前項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員報酬等規程による。

(責任の免除又は限定)

第36条 この法人は、役員の方法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第2節 理事会

(設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開 催)

第 39 条 理事会は、毎事業年度毎に 2 回以上開催する。

2. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第 2 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3. 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、この定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。



(報告の省略)

第45条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

## 第5章 総裁、顧問及び相談役

(総裁)

第47条 この法人に、総裁1名を置く。

2. 総裁には、都山流宗家を推戴する。
3. 総裁は、この法人の名誉を象徴する。
4. 総裁は、この法人の代表権を保持しない。

(顧問及び相談役)

第48条 この法人に、顧問及び相談役各々若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 理事長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長がこれを委嘱する。

(報酬等)

第49条 総裁、顧問及び相談役は無報酬とする。

2. 総裁、顧問及び相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 委員会

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長がこれを任命する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

## 第7章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務処理規則によるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員報酬等規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 会 員

(会 員)

第53条 この法人は、都山流尺八楽の教授資格を持つ者及び教授資格の取得予定者若しくはこの法人の活動に協賛する者を会員とすることができる。

2. 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員規程によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第 55 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

(公 告)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議を経て、変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条にも適用する。

3. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、「認定法」という)第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合 併 等)

第 58 条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経て、法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 59 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 60 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 カ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 61 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定

法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第11章 補 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は間崎啓匡、業務執行理事は山本泰正、吉田豊彦、吉田修作及び森田孝昭とする。
4. この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事長	間崎啓匡				
専務理事	山本泰正				
常務理事	吉田豊彦	吉田修作	森田孝昭		
理事	奥村 裕	小西 明	工藤禎長	高木正一	中島 博
	引地紹夫	寺岡錠平	高田通之助	近藤忠夫	山崎義幸
監事	柳田 隆	川井 稔	喜田孝嘉		
5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

田中 巖	伊藤俊彦	寺井 進	稲村久夫	藤木 甫	駒井光雄
佐藤常雄	花岡正貢	伊藤 昇	八田播造	屋敷忠雄	鈴木授介
青柳 齊	田中啓介	廣見忠行	片山 一	伊達見二	橋本辰生
東原秀樹	長谷川郁夫	山上具視	河津昭憲	竹山直樹	肱岡理孝
6. 平成30年2月24日第14条第1項及び第29条第1項第1号・第2号を改定、同日以降の最初の評議員、理事、監事の各選任日から施行する。